

会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略



令和2年3月
福島県会津美里町

目 次

はじめに	1
第1章 人口ビジョン	
1 人口ビジョンの位置づけ	2
2 人口ビジョンの対象期間	2
3 人口動向分析	3
4 人口の将来展望	11
第2章 総合戦略	
1 基本的な考え方	16
2 推進体制と役割	18
3 総合戦略の基本目標	19
4 具体的な施策	
基本目標1 儲かる地域をつくるとともに、 安定した雇用を創出する	24
基本目標2 本町と多様に関わる人を増やし、 新しい人の流れをつくる	28
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	33
基本目標4 質の高い安心して暮らすことができる 魅力的な地域をつくる	36

はじめに

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）を境に減少局面を迎え、このまま人口減少が続くと 2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。

また、ひとりの女性が一生に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率は、減少の一途をたどり、平成 17 年（2005 年）には 1.26 人となったが、その後、上昇に転じて平成 27 年（2015 年）に 1.45 人まで回復し、平成 30 年（2018 年）は 1.42 人となった。しかし、若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現することによって見込まれる 1.8 人とはいまだ大きな開きがある。人口減少は、地域経済の縮小や生活水準の低下を招き、地域社会の持続性に影響を与えている。

本町の人口は、平成 17 年（2005 年）の 24,741 人に対して平成 27 年（2015 年）には 20,913 人と 10 年間で 3,828 人（15.5%）の減少となっている。この要因としては出生数の低下や若年層の恒常的な町外への流出などによるもので、今後も、全国を上回る速度での人口減少が見込まれる。急激な人口減少は、住民の生活、産業の振興、地域活動の維持などに対し様々な問題を引き起こしており、まちづくりに対する住民のニーズは大きな変化をみせている。

国では、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するための「まち・ひと・しごと創生法」を平成 26 年（2014 年）に制定し、今後の目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めた。

本町においては、「しごと」と「ひと」の好循環、それを支える「まち」の活性化を創出するため、国が示す人口減少対策を踏まえて、平成 28 年（2016 年）3 月に「会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定してより戦略的に取り組んできた。

今回、国が令和元年（2019 年）12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂し、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したことを受けて、「会津美里町第 2 期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定した。今後は、本計画に基づき、長期的な視点での集中と選択による施策の実施により、将来にわたり活力のある地域社会を形成するため、魅力あるまちづくりを推進するものである。

第1章 人口ビジョン

1 人口ビジョンの位置づけ

会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）は、本町における人口の現状分析と将来展望を示すものである。

本町の総合的な振興・発展を目的として策定する「第3次総合計画」及び人口減少の克服と地方創生のための指針となる「総合戦略」における重要な基礎として位置づけるものである。

2 人口ビジョンの対象期間

本町の人ロビジヨンの対象期間は、令和27年（2045年）とする。

3 人口動向分析

(1) 総人口の推移

本町の人口は、戦後間もない昭和 25 年（1950 年）の 38,779 人を最大として、その後は、全国の地方と同様に、高度経済成長期（1954～1973 年）は東京圏など大都市部への人口移動などにより減少が続いた。

昭和 50 年（1975 年）以降は、安定成長期（1974～1984 年）や第 2 次ベビーブーム（1971～1974 年）、平成 3 年（1991 年）頃からの町内での民間による宅地造成や土地区画整理事業による転入者の増加などにより、減少が一旦落ち着いた。

しかし、国勢調査によると、平成 12 年（2000 年）に 27,000 人を下回ってから急速に人口の減少が進み、平成 27 年（2015 年）は 20,913 人となっている。

人口減少は今後も進んで令和 27 年（2045 年）には、平成 27 年（2015 年）に対して 8,509 人（40.7%）減少して、12,404 人になるものと推計され、2065 年には 8,039 人まで減少すると推計される。

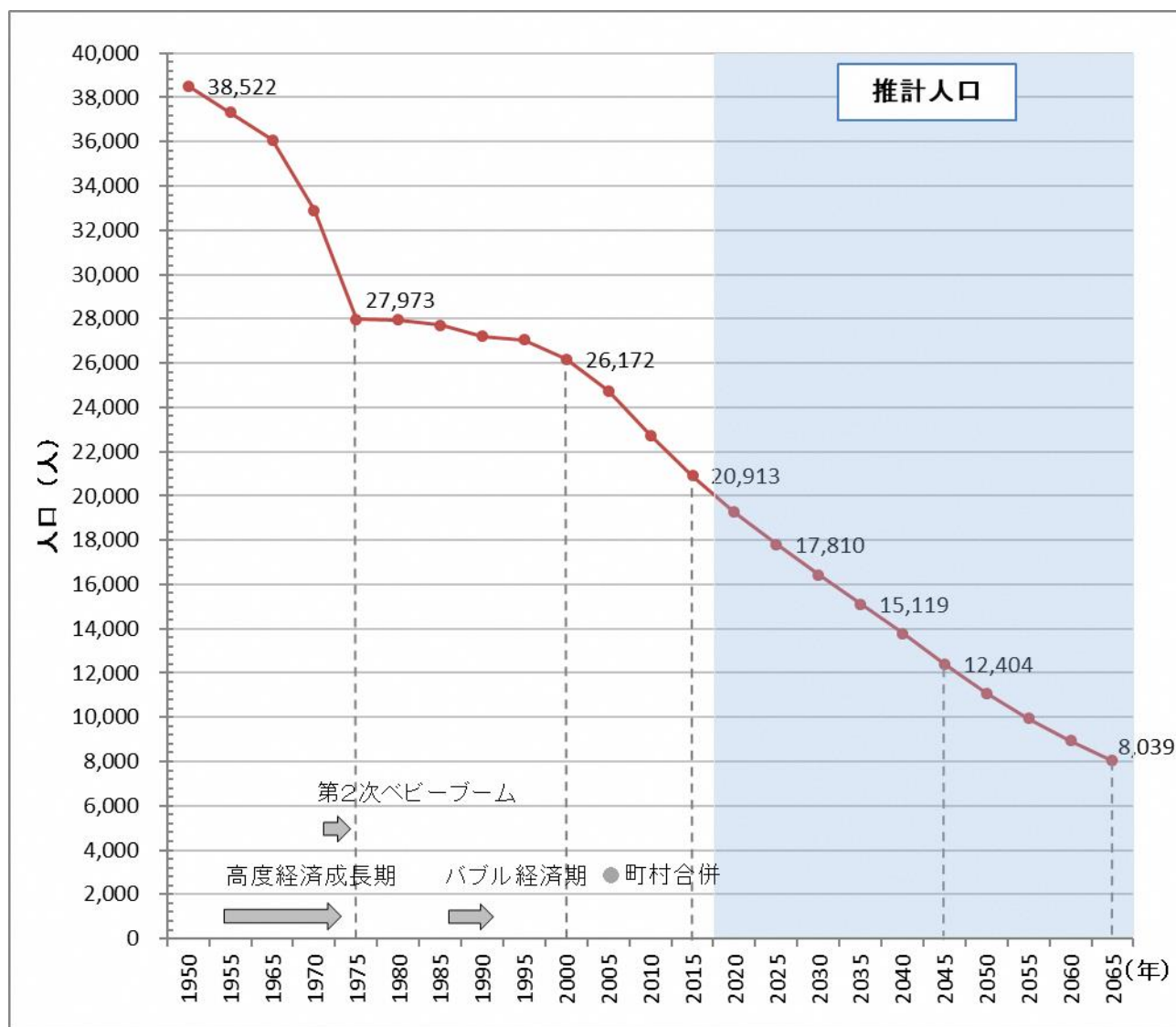


図 1 総人口の推移

出典：国勢調査（1950～2015 年） 推計人口は、2015 年を基準とする国立社会保障・人口問題研究所による推計人口に準拠しつつ、近年の人口動向を踏まえて補正した。

(2) 年齢3区分別人口の推移

本町の生産年齢人口（15歳～64歳）は、総人口にほぼ比例して減少しており、今後も減少が続き令和12年（2030年）頃は老年人口とほぼ同じ値で推移するが、令和27年（2045年）頃には老年人口を下回ると推計される。

年少人口（15歳未満）は、昭和60年（1985年）頃までは横ばいであったが、その後減少が進んでおり、今後も減少すると推計される。

老年人口（65歳以上）は、平成12年（2000年）頃までは増加していたが、近年はほぼ横ばいの状態となっており、令和12年（2030年）頃から減少に転じると推計される。

平成27年（2015年）時点での年齢3区分別の人口割合の推計は、年少人口10.8%、生産年齢人口54.2%、老年人口35.0%に対し、令和27年（2045年）時点での年齢3区分別の人口割合の推計は、年少人口8.5%、生産年齢人口45.0%、老年人口46.5%と見込まれることから、人口減少とあわせて少子高齢化への対応が必要となる。

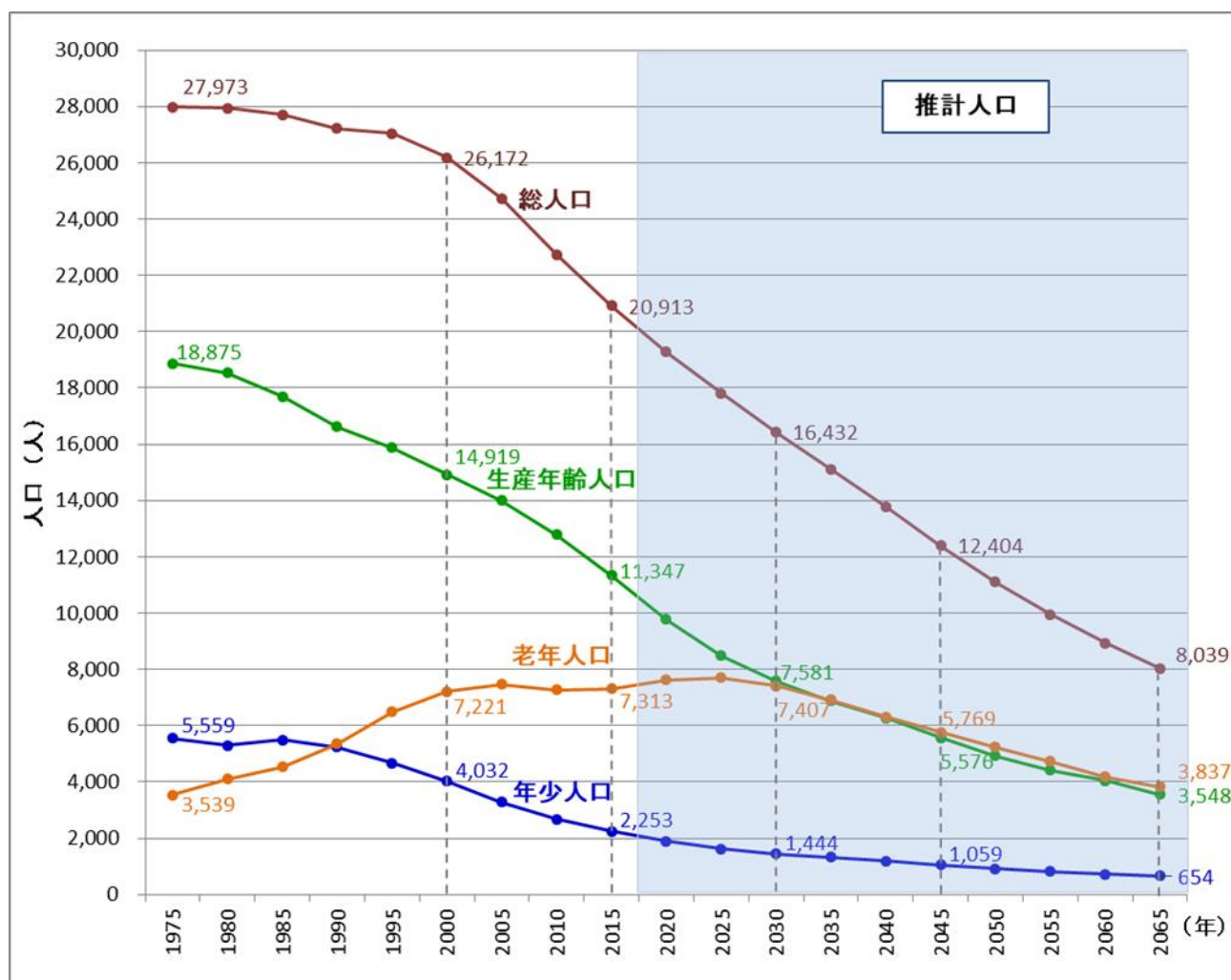


図2 年齢3区分別人口の推移

出典：国勢調査（1975～2015年）

推計人口は、2015年を基準とする国立社会保障・人口問題研究所による推計人口に準拠しつつ、近年の人口動向を踏まえて補正した。

(3) 出生・死亡・転入・転出数の推移

自然動態（出生数－死亡数）については、平成2年（1990年）以前は、出生数が死亡数をほぼ上回っていたが、平成3年（1991年）以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入りました。その後、死亡数が増加する一方で出生数が減少してその差は年々広がっている状況にある。過去10年間の平均では、年間約246人の自然減となっている。

社会動態（転入数－転出数）については、昭和50年（1975年）以降、転出者数が転入者数をほぼ毎年上回っており、平成5年（1993年）～平成7年（1995年）、平成9年（1997年）は、一時的に転入超過となったものの、それ以降は転出超過が続いており、人口減少の中、転入・転出の社会動態の全体の動きも小さくなってきている。過去10年間の平均では、年間約142人の社会減となっているが、平成27年（2015年）以降、転出者数の減少が続く中、転入者数の減少が横ばいとなり社会減が少なくなっている。

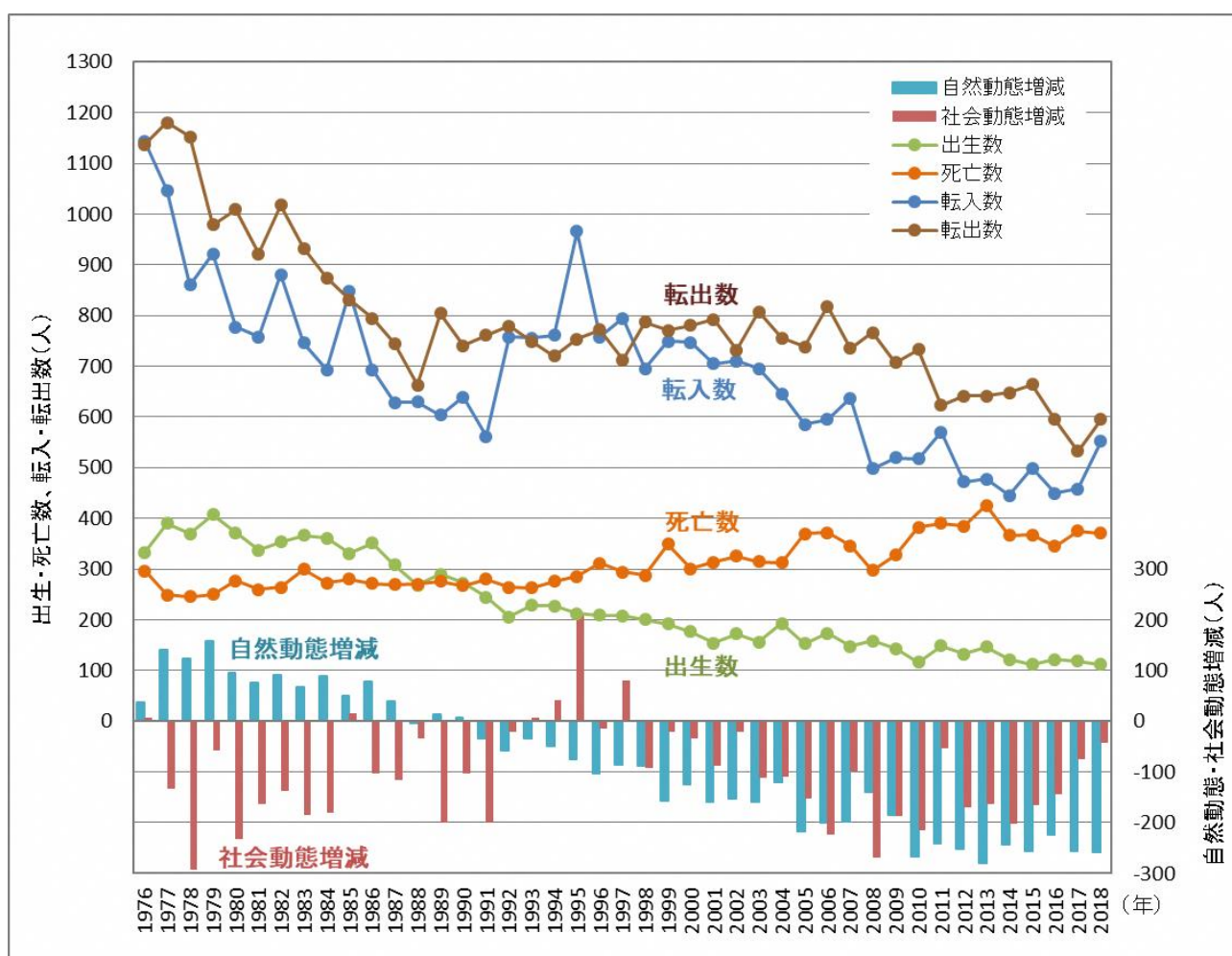


図3 出生・死亡数、転入・転出数の推移

出典：住民基本台帳（各年1月1日時点、日本人のみ）

(4) 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

1970年代からの約40年間の本町の人口の自然増減と社会増減の大きな動きは、「自然増+社会減」の人口減少から「自然減+社会増」の人口減少に移行してきた。

平成2年(1990年)頃までは、自然増減はプラスの値となっていたが、社会増減が自然増を上回るマイナスの値となり人口の減少が続いていた。その後、自然増減と社会増減の両方がマイナス値になったが、平成5年(1993年)から社会増減はプラスに転じ、平成7年(1995年)には自然減のマイナス値を社会増が上回り一時的に人口増加に転じた。これは、本郷地域において本郷大橋完成後に行われた思堀区画整理及び山道上区画整理事業による流入人口の増加によると考えられる。

しかしながら、翌年度より再び人口減少の状態となった。平成10年(1998年)以降は自然減と社会減により人口の減少が急速に進行している。

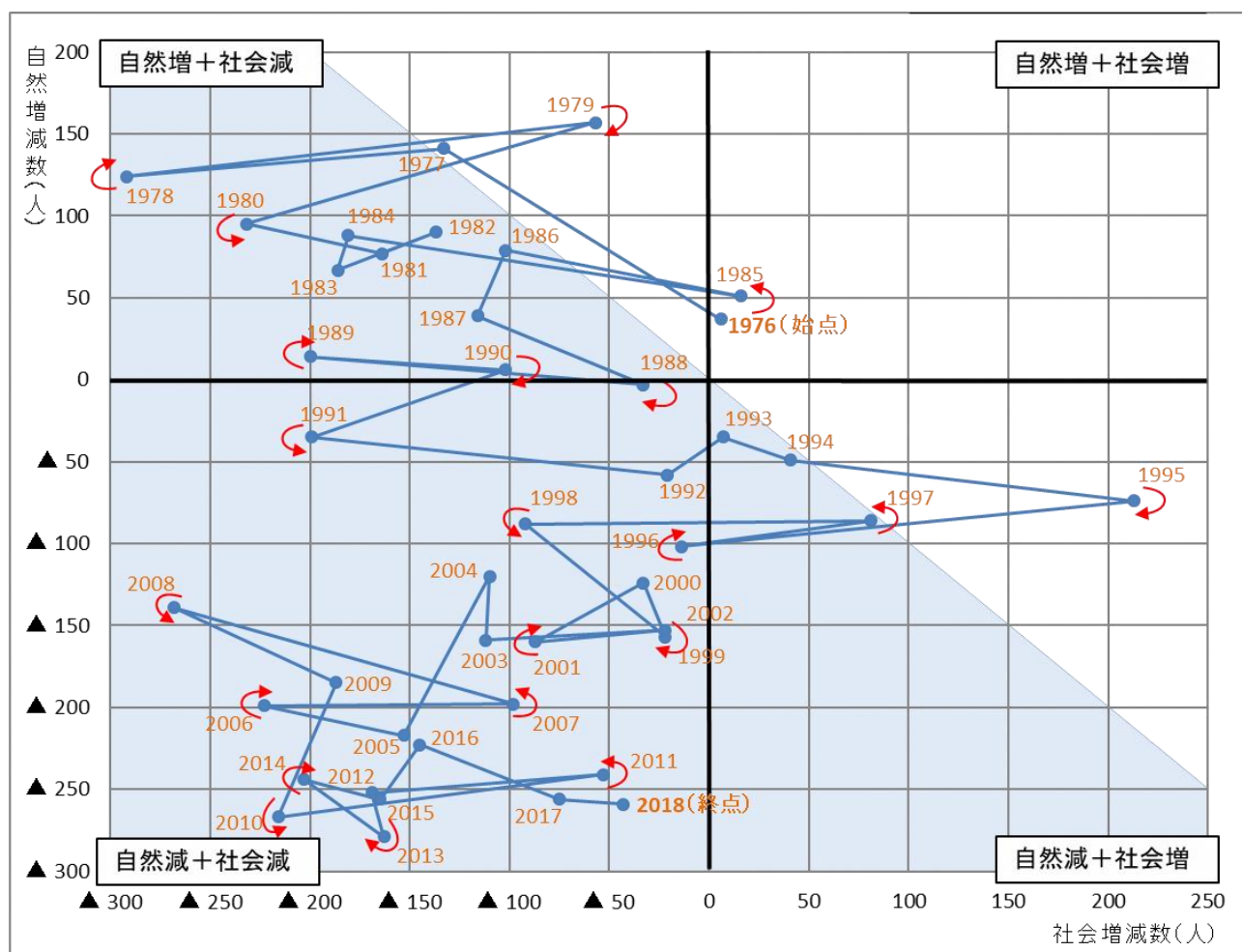


図4 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

※ 青色の範囲は人口の減少を表す。

出典：住民基本台帳（各年1月1日時点、日本人のみ）

（５） 年齢階級別人口移動の推移

これまでの傾向として、「10 歳～14 歳から 15 歳～19 歳になるとき」及び「15 歳～19 歳から 20 歳～24 歳になるとき」に大幅な転出超過となっている。これは、高校卒業後の就職や大学への進学に伴う転出、大学卒業後の就職による影響が大きいと考えられる。

また「20 歳～24 歳から 25 歳～29 歳」の階級では、以前は転入超過だったが転出超過に転じており、この傾向は「40 歳～44 歳から 45 歳～49 歳」まで続いている。これは、一旦町外に転出した世代が、本町に戻ってこない傾向にあるため、働く場所の不足などによるものと考えられる。

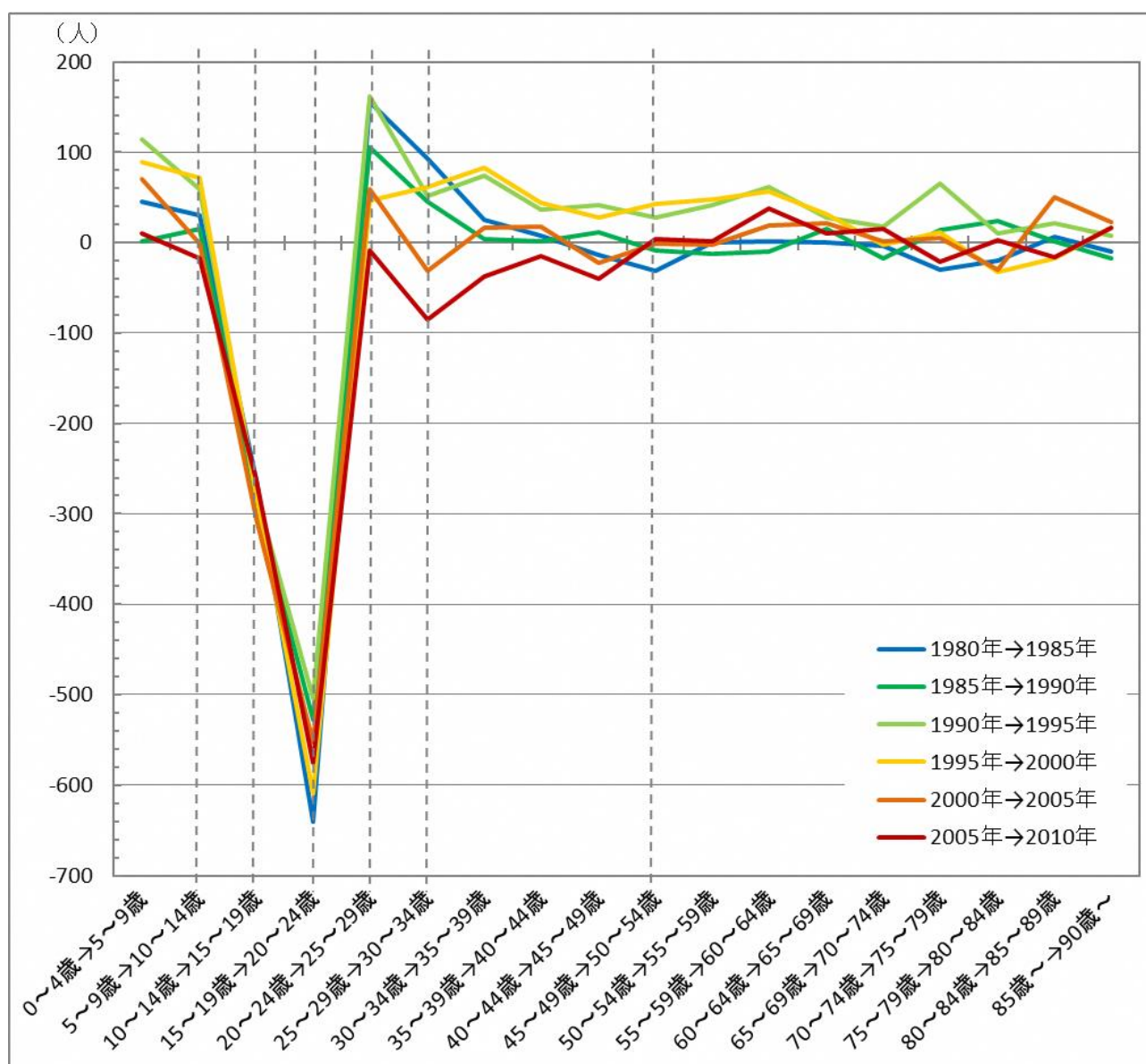


図5 年齢階級別人口移動の推移

出典：住民基本台帳（各年1月1日時点、日本時のみ、RESASに福島県内の2010→2015年のデータなし）

（６）年齢階級別人口移動の状況

各年の全体の人口移動は、転出者数が転入者数を上回っているが、平成 26 年（2014 年）の-199 人を最高に近年は転出超過人数が減少し、平成 30 年（2018 年）は-50 人となっている。なお、平成 23 年（2011 年）に転出超過人数が減少しているのは、東日本大震災の影響によるものと考えられる。

年齢階級別には、15～19 歳と 20～24 歳の年代の転出超過が特に多く、25～29 歳もそれらに次いでおり、若い世代が転出超過となっている。

近年の転出超過者数の減少は、0～14 歳と 65 歳以上の転出超過人数の減少及び転入超過人数の増加によるところが大きい。

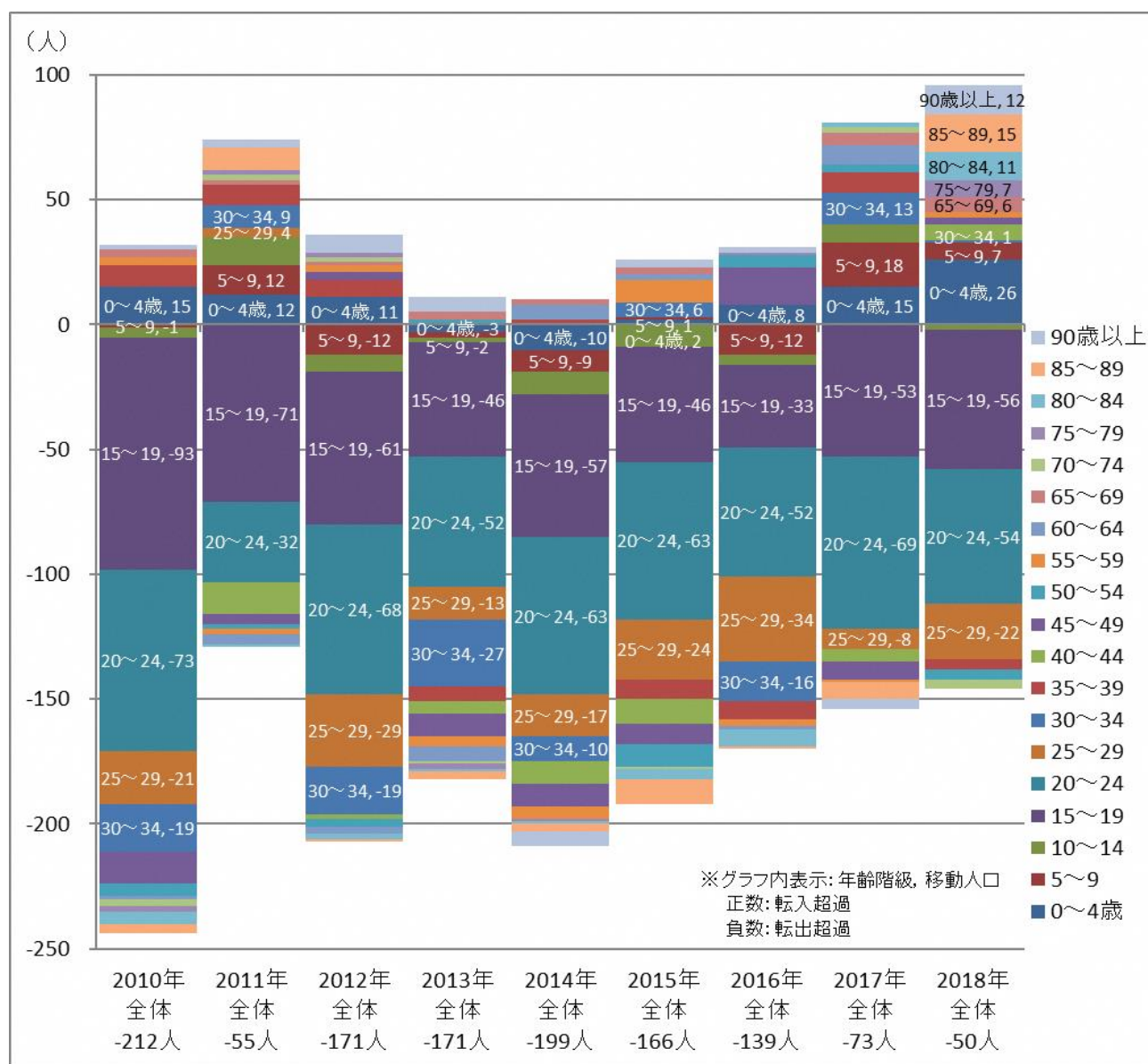


図 6 年齢階級別人口移動の状況

出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日時点、日本人のみ）

(7) 地域別の人口移動の状況

東日本大震災の影響と考えられる平成 23 年（2011 年）を除いて、平成 28 年（2016 年）までは、福島県内への転出超過が毎年 100 人前後となっていた。

その後、平成 29 年（2017 年）には転出超過は 34 人に減少し、平成 30 年（2018 年）は転入超過に転じて 28 人となった。

福島県外では、東京圏の転出超過が最も多く 20 人台から 60 人台の間で推移している。次いで、福島県を除く東北や中部、北関東との人口移動が多いが、中部は平成 30 年（2018 年）に転入超過になっている。

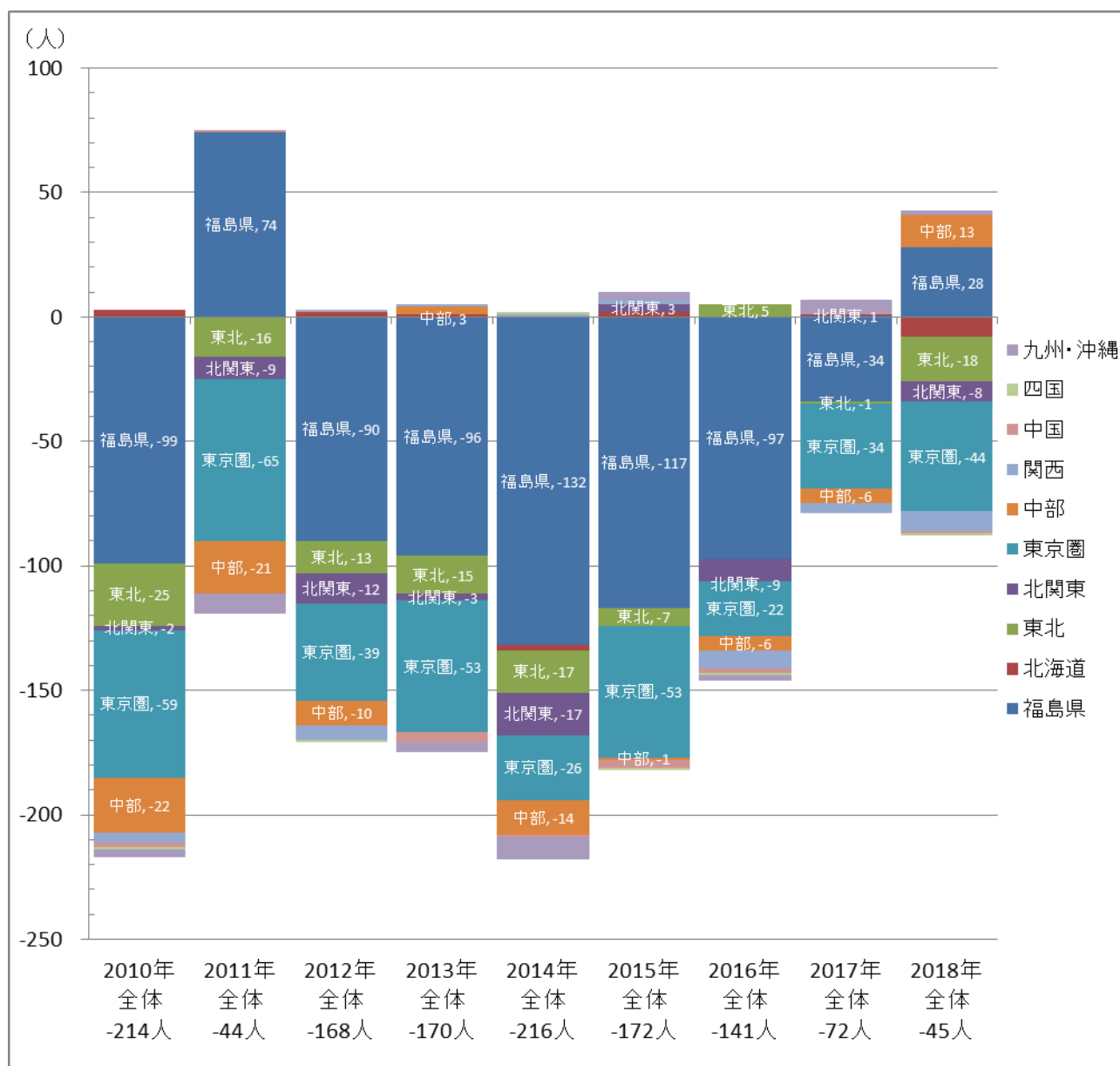


図 7 地域別の人口移動の状況

出典：福島県現住人口調査年報（国内移動のみ）

（８）出生率の現状

本町における合計特殊出生率（女性が一生に産む子供の平均数）は、1.70 人（平成 10 年（1998 年）～平成 14 年（2002 年）平均）から 1.52 人（平成 20 年（2008 年）～平成 24 年（2012 年）平均）へと低下しているが、全国及び福島県の平均と比較すると高い値となっている。

しかし、国が示す人口置換水準の 2.07 人との差は大きく、人口減少の加速を止めるためには、出生率の向上に向けた取り組みが重要である。

表 1 合計特殊出生率

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全 国	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42
	1.36					1.31					1.38					－					－
福島県	1.65	1.63	1.65	1.60	1.57	1.54	1.51	1.49	1.49	1.49	1.52	1.49	1.52	1.48	1.41	1.53	1.58	1.58	1.59	1.57	1.53
	1.64					1.52					1.48					－					－
会津美里町	1.70					1.60					1.52					－					－

出典： 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

4 人口の将来展望

4-1 現状における課題

人口減少は、大きく分けて第1段階「若年人口が減少し、老年人口が増加する（総人口の減少）」、第2段階「若年人口の減少が加速化し、老年人口の維持・微減となる」、第3段階「若年人口の減少が一層加速化し、老年人口が減少する」の3段階を経て進行する。全国的には、令和22年（2040年）頃から第2段階に入ると推測されている。

本町においては、昭和25年（1950年）頃から人口減少が始まっており、平成12年（2000年）頃から老年人口は維持の状態となっている。今後は令和12年（2030年）頃から老年人口の減少が始まると推計される。このことから、平成12年（2000年）頃までが「第1段階」、平成12年（2000年）頃から令和12年（2030年）頃までが「第2段階」、令和12年（2030年）頃からは「第3段階」に入り、人口減少が一層加速化すると推計される。

本町の人口減少の大きな要因は、高校卒業後の就職や大学への進学、また大学卒業後の就職の機会に東京圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）などへの移動によって若い世代が減少し、それが結婚や出生数の減少にもつながることである。

人口の自然増を目指すためにも、高校や大学の卒業後、地元で就職することができるよう「安定した雇用の場」を確保し、安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備が必要である。また「移住定住の促進」により新しい人の流れをつくるなどの対策が必要である。

4-2 基本的な考え方と将来へ向けた取組

人口減少を抑制するためには、的確な施策の展開が重要になることから、行政と住民が一体となり、課題の解決に取り組むことが求められる。特に、将来人口推計において、20歳代の人口流出を抑制することが、町全体の人口減少の抑制につながることから、若者に魅力あるまちづくりの推進が必要である。

また、人口減少問題は、何らかの施策を実施したとしても、短期間で解決するものではないことから、20年後、30年後といった長期的視点により施策を推進することが重要である。早急な結果を求めることなく、将来を見据えた計画性のある事業を継続的に展開することが重要である。

4-3 具体的な目標

人口減少対策として、これまで行ってきた施策を推進するとともに、新たな施策の展開により、次の目標達成を目指す。

(1) 合計特殊出生率の目標

本町の合計特殊出生率を、令和12年(2030年)までに1.73に、令和22年(2040年)までに県の目標値と同程度の2.11に引き上げ、令和27年(2045年)においても同水準を維持させる。過去5年間の本町の出生数は、年間100～120人程度で推移し、若い世代の減少及び未婚・晩婚化の影響で近年減少傾向にあるが、令和7年(2025年)時点で出生数100人を維持し、令和12年(2030年)以降も100人前後で安定した出生数の実現を目指す。

なお、平成27年(2015年)9月に、17歳～40歳未満の女性を対象に実施した「総合戦略アンケート調査」(対象者1,000人)における町民の理想的な希望出生数は2.46人である。若い世代の出産・子育ての希望をかなえるためにも少子化問題に対する危機意識を町民全体で共有し、町民一丸となった取り組みを行わなければならない。

表2 合計特殊出生率の目標

	2008～2012年 平均実績値	2025年	2030年	2040年	2045年
本町の目標値	1.52	1.61	1.73	2.11	2.11
参考：国の展望	1.38	—	1.8程度	—	2.07程度
参考：県の目標値	1.48	1.61(2024年)	—	2.11	—

※ 国の展望は、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」の「我が国の人口の推移と長期的な見通し」において、「合計特殊出生率が上昇した場合」として、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったもの。県の目標値は、第2期「ふくしま創生総合戦略」における目標値。

表3 出生数の目安

	2018年実績	2019年実績	2025年	2030年	2040年	2045年
本町の出生数	112	100	100	100	95	82

※ 令和7年(2025年)以降における出生数は、表2の合計特殊出生率の目標値に基づき算出した。なお、出生数の実績値は、住民基本台帳(1月～12月)に基づく値である。

表4 町民の理想的な希望出生数

希望出生数	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答	合計
回答者数	3	9	145	133	11	5	306
構成比	1.0%	2.9%	47.4%	43.5%	3.6%	1.6%	100.0%

※ 希望出生数の計算式(無回答者は除く)

$$(1人[子ども数] \times 9人[回答者] + 2人 \times 145人 + 3人 \times 133人 + 4人 \times 11人) / 301人 = 2.46人$$

（２）社会動態の目標

本町の人口の転入転出による社会動態については、令和 27 年（2045 年）には、社会増減± 0 を目指す。

また、20 人台から 60 人台で推移している東京圏への転出超過については、令和 12 年（2030 年）において 20 人台に安定するよう転出超過を抑制させ、令和 27 年（2045 年）には± 0 を目指す。

表 5 社会動態の目標値

	2018 年実績	2025 年	2030 年	2045 年
本町の社会動態	△45	△30	△22	0

表 6 東京圏への転出超過に係る目標値

	2018 年実績	2025 年	2030 年	2045 年
東京圏への転出超過	△44	△30	△22	0

【目標設定の根拠】

令和 7 年（2025 年）の目標値は、第 3 次総合計画後期基本計画における人口の社会動態の目標値と同値（福島県内への転出超過は抑制されており、転出超過の多くが東京圏であると推定し設定）。令和 12 年（2030 年）の目標値は、平成 22 年（2010 年）以降最も東京圏への転出超過数が少ない平成 28 年（2016 年）の値を設定した。

なお、いずれも福島県現住人口調査年報の値を用いる。

(3) 将来目標人口

第1期総合戦略では、2040年における町の人口を12,739人とする目標を定めたが、戦略に基づく施策の成果等により2040年は13,787人となる推計であり、人口減少が抑制されている状況にある。

第2期総合戦略ではこれまでの施策の充実・強化を図るとともに、新たな施策を展開することで、令和27年（2045年）の将来目標人口を13,180人とする。

なお、推計人口12,404人に対して将来目標人口は776人の増加となる。

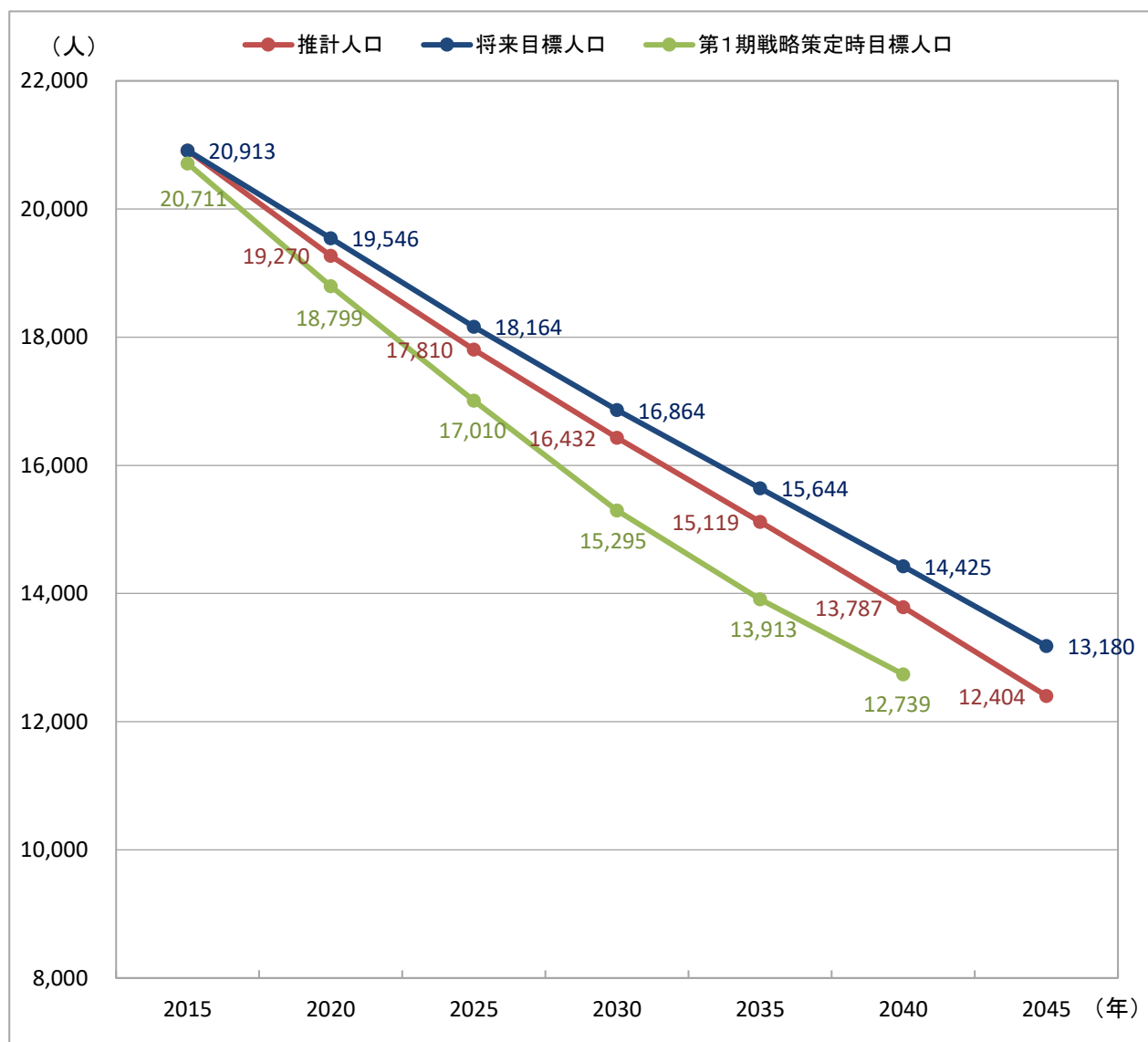


図8 将来目標人口

(4) 推計人口と将来目標人口の年齢3区分別人口の比較

年齢3区分別人口について令和27年（2045年）で推計人口と将来目標人口を比較すると、年少人口は、推計人口1,059人に対して将来目標人口は1,388人となり329人の増加となる。生産年齢人口は、推計人口5,576人に対して将来目標人口は6,006人となり430人の増加となる。老年人口は、推計人口5,769人に対して将来目標人口は5,786人となり17人の増加となる。

表7 推計人口と将来目標人口の年齢3区分別人口

(単位:人)

年齢区分	推計人口・ 将来目標人口の別	2015年 (実績値)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
年少人口 (15歳未満)	推計人口	2,253	1,884	1,615	1,444	1,319	1,199	1,059
	将来目標人口		1,853	1,612	1,500	1,498	1,476	1,388
生産年齢人口 (15歳～64歳)	推計人口	11,347	9,768	8,488	7,581	6,883	6,274	5,576
	将来目標人口		9,918	8,705	7,851	7,174	6,609	6,006
老年人口 (65歳以上)	推計人口	7,313	7,618	7,707	7,407	6,917	6,314	5,769
	将来目標人口		7,775	7,847	7,513	6,972	6,340	5,786
合計	推計人口	20,913	19,270	17,810	16,432	15,119	13,787	12,404
	将来目標人口		19,546	18,164	16,864	15,644	14,425	13,180

第2章 総合戦略

1 基本的な考え方

(1) 目的

本町は、人口減少が加速することにより、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少に加え、これまで町民が大切にしてきた各地域での生活や文化、伝統、行事などを維持・継承することが困難になるとの問題意識のもと、会津美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第1期総合戦略」という。）に基づき人口減少対策の取り組みを進めてきた。

この流れを断ち切ることなく、町民が本町での暮らしに満足し、本町を誇りに思うことができるまちづくりを進めていく必要がある。中でも人口減少を抑制するためには、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を活かした暮らしやすさを追求し、地域の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することが求められている。また、地域の特性を活かした産業などで稼ぎ、稼いだ資金を地域内に投資して循環させることにより地域経済を強くすることが必要である。

会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）は、第3次総合計画及会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、並びに、第1期総合戦略の検証を踏まえて、人口減少問題に戦略的に対応するための基本目標や施策の基本的な方向、具体的な施策をまとめたものである。

(2) 総合戦略と総合計画との関係

本町は、中長期的なまちづくりの指針である第3次総合計画により、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間として、計画的にまちづくりを行っている。

第3次総合計画では、本町の将来像である「まるごと いいね！ 会津美里」を実現するため、各種の施策を推進するとともに、特に重要な課題として取り組む施策を「重点プロジェクト」に位置づけている。

第2期総合戦略は、第3次総合計画の重点プロジェクト（いいね！プロジェクト）の「元気づくりプロジェクト（人口減少対策）」、「里づくりプロジェクト（環境整備）」、「人づくりプロジェクト（人材育成）」のひとつである「元気づくりプロジェクト（人口減少対策）」として位置づけられることから、総合計画の目標を達成するために、総合戦略に位置づけた施策については、重点的に推進するものである。

(3) 国、県及び近隣市町村との関係

国が策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方を基本に、本町における人口減少と地域経済縮小の克服による、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す。

また、人口減少対策は広域での取り組みも重要であり、福島県や周辺市町村の総合戦略の施策と連携※しながら取り組む。

※ 国の第2期総合戦略では、「地域連携の重要性」が追加されている。

（４）計画期間

令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）までの５か年間の計画とする。

（５）成果指標設定と効果検証

施策目標ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルにより事業の効果や検証を行い、目標が達成できるよう事業の実施方法や見直しの検討を行う。

なお、効果検証の結果、取り組むべき施策の方向性に変化が生じた場合や、国及び福島県の施策の動向の変化等に対応する必要がある場合には、適宜第２期総合戦略を改定し、国内外における経済社会情勢の変化に対し柔軟な対応を行うこととする。

（６）まち・ひと・しごと創生に向けた政策５原則を踏まえた施策の推進

国の政策５原則の趣旨を踏まえ、効果的に施策を推進する。

【国の「まち・ひと・しごと創生」政策５原則】

①自立性

各施策が対処療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体の自立につながるようにする。

②将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

③地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援でなく、各地域の実態に合った施策を支援する。

④直接性

限られた財源や時間の中で最大限の効果をあげるため、まち・ひと・しごと創生を直接的に支援する施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労言との連携を促すことにより、施策の効果をより高める工夫を行う。

⑤結果重視

バラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAサイクルの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善を行う。

2 推進体制と役割

(1) 庁内の組織

○会津美里町地域創生・人口減少対策本部

町長を本部長として、副町長、教育長及び課長級職員により構成し「人口ビジョン・総合戦略」の策定、全庁的な推進、総合調整と進行管理を行う。

○会津美里町地域創生・人口減少対策本部ワーキンググループ

中堅職員により構成し、「人口ビジョン・総合戦略」策定事務の円滑な推進を図るため、「人口ビジョン・総合戦略」の素案の検討や総合計画との整合性を図る作業を行う。

(2) 議会

議会は、定例会等における審議を通じて「人口ビジョン・総合戦略」の効果を検証し、検証結果を踏まえつつ町民の視点を反映させた政策形成を行う。

(3) 有識者会議

町民代表及び産官学金労言の代表者により「会津美里町地域創生・人口減少対策有識者会議」を組織し、「人口ビジョン・総合戦略」の策定、推進及び効果検証に参画し、専門的見地から意見を述べる。

(4) 町民等

企業や各種団体、農業及び商工業従事者、児童・生徒及び学生、女性など多様な主体がまちづくりに関心を持ち、意見を交わし、提案・実践するなど本町のまちづくりに積極的に参加する。

3 総合戦略の基本目標

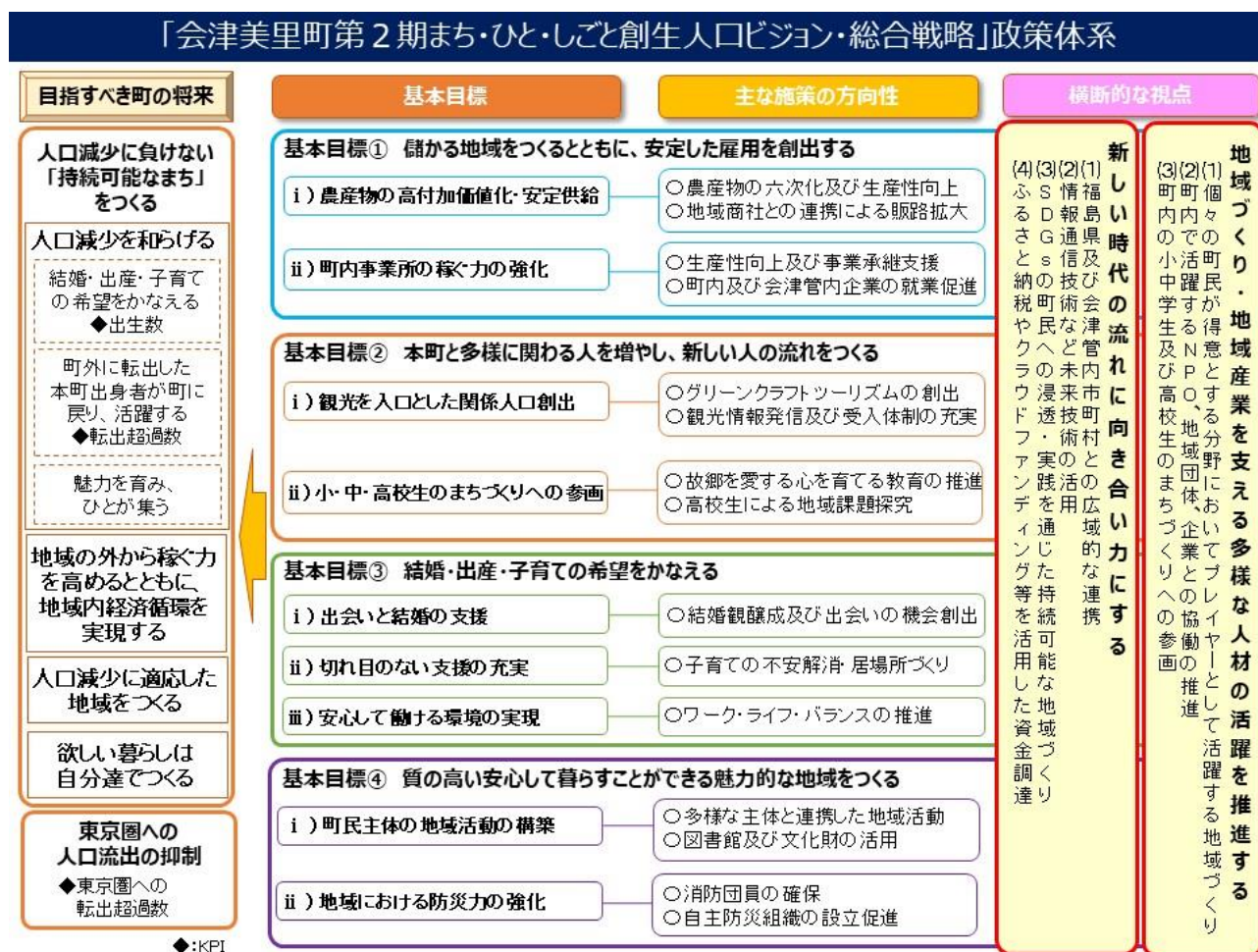
3-1 総合戦略が目指す町の将来

第3次総合計画では、本町の将来像を「まるごと いいね！ 会津美里」と位置づけ、町の内外から「いいね！」と言われることを目標とし、町民が誇りを持つことができるまちづくりを目指している。

人口減少対策の観点では、本町の人口は引き続き減少することが見込まれており、町民生活においてもこれまで経験したことのない場面に直面する可能性がある。これらの人口減少に伴う諸問題に正面から向き合い、以下の4つの視点から、人口減少に負けない「持続可能なまち」をつくることが求められている。

- ①人口減少を和らげる
- ②地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する
- ③人口減少に適した地域をつくる
- ④欲しい暮らしは自分達でつくる

さらに、東京圏への転出超過は本町の人口減少の大きな要因となっていることから、国が目指す東京圏への一極集中是正の観点からも、「本町から東京圏への人口流出の抑制」を実現することが求められている。



3-2 基本目標と具体的な施策

基本目標とそれを達成するための具体的な施策を以下に示す。

基本目標１：儲かる地域をつくとともに、安定した雇用を創出する

- (１) 農産物の高付加価値化及び安定した販路の確保
 - ① 農産物の六次産業化及び生産性向上に取り組む農家への支援
 - ② 地域商社等による販路開拓及び販路拡大を通じた安定供給
- (２) 農業を担う人材の育成
 - ① Ｕターン者等の新規就農及び定年帰農者への支援
- (３) 林業の育成に向けた基盤づくり
 - ① 森林整備等の促進
 - ② 新たな木材需要の創出
- (４) 町内事業所の稼ぐ力向上及び新規創業への支援
 - ① 金融機関等と連携した事業承継及び生産性向上支援
 - ② 起業を後押しする民間主体の中間支援組織等を育成・支援
- (５) 若年世代の就職支援
 - ① 町内及び会津管内企業の雇用開拓及び情報発信

基本目標２：本町と多様に関わる人を増やし、新しい人の流れをつくる

- (１) 観光を入口とした交流人口及び関係人口の創出
 - ① グリーントラストツーリズムの創出及び「まちやど」の展開
 - ② 観光情報の発信及び観光客の受け入れ体制の整備
- (２) 空き家の有効活用による移住・定住の促進
 - ① 空き家・空き地バンクの充実
- (３) 移住・定住の促進
 - ① 地域おこし協力隊任期終了後の定住に向けた支援
 - ② 移住の促進
 - ③ 定住の促進
- (４) 小中学生及び高校生のまちづくりへの参画
 - ① 故郷を愛する心を育てる教育の推進
 - ② 高校生による地域課題発見及び解決策探究
 - ③ 学生への奨学金返還支援
- (５) 大学等との学官連携の推進
 - ① 地方大学との地域ニーズを踏まえた実践的なプログラムの構築
- (６) ふるさと納税を通じた資金調達及び関係人口の創出
 - ① ふるさと納税の積極的な活用

基本目標３：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (１) 出会いと結婚の支援
 - ① ライフスタイルに応じた結婚観醸成と出会いの機会創出
- (２) 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援
 - ① 妊娠を望む夫婦への支援
 - ② 子育ての不安解消
 - ③ 子どもの居場所づくり
- (３) 安心して出産・子育てしながら働くことができる環境づくり
 - ① ワーク・ライフ・バランス及び柔軟な働き方の推進

基本目標４：質の高い安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- (１) 遊休資産の地域資源化
 - ① 空き家・空き店舗等の利活用
- (２) 持続可能な公共交通体系の構築
 - ① 地域に即した公共交通体系の確立
- (３) 町民による主体的な地域活動の構築
 - ① 多様な連携による地域活動の再構築
 - ② 図書館を核とした地域交流及びまちづくり
 - ③ 文化財を活用した地域づくり
 - ④ 経済圏レベルでの連携（地域間の連携・協働）の促進
- (４) 健康で快適な生活づくりの推進
 - ① スポーツへの積極参加及びスポーツによる健康づくり
 - ② 町内医療体制の充実及び地域包括ケアシステムの構築
- (５) 地域における防災力の強化
 - ① 消防団員の確保及び自主防災組織の設立促進

3-3 基本目標に関わる横断的な取り組み

基本目標の達成に向けて、４つの基本目標に関する横断的な取り組みの視点を以下に示す。

(１) 横断的な取り組みの視点

- ① 地域づくり・地域産業を支える多様な人材の活躍を推進する
 - ・ 個々の町民が得意とする分野においてプレイヤーとして活躍する地域づくり
 - ・ 町内で活躍する NPO、地域団体、企業との協働の推進
 - ・ 町内の小中学生及び高校生のまちづくりへの参画
- ② 新しい時代の流れに向き合い力にする
 - ・ 福島県及び会津管内市町村との広域的な連携
 - ・ 情報通信技術など未来技術の活用
 - ・ SDGs の町民への浸透・実践を通じた持続可能な地域づくり
 - ・ ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した資金調達

（２）総合戦略とＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の関係

① ＳＤＧｓの趣旨

ＳＤＧｓ（エス・ディ・ジーズ[※]，Sustainable Development Goals）とは、「持続可能な開発目標」のことである。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（計画）」で位置づけられた2016年から2030年までの15年間で取り組む国際目標である。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）とそれらを達成するための169のターゲット（測定可能な行動目標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、法的拘束力はないが、我が国も政府をはじめ各地で積極的な取り組みが進んでいる。

② 後期基本計画とＳＤＧｓの関係

ＳＤＧｓでは、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残さない」包摂的な世の中を作ることが重要であると基本理念に示している。

本総合戦略で取り組む包括的な地域づくりの方向性は、国際社会全体の開発目標であるＳＤＧｓとのスケールは違うものの、目標達成に向けて経済、社会、環境政策に総合的に取り組む方向性は同様である。

このように、ＳＤＧｓは、本総合戦略に基づき実施する施策・事業間の横断的な連携や、施策・事業の目標管理に活用が可能なものでもあり、総合戦略を推進することがＳＤＧｓの目標達成に資するものと考え、第2期総合戦略とＳＤＧｓの17の目標を関係づけて整理することとする。

SDGsの17の目標

アイコン	目標	内容	自治体が果たする役割
	1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント（能力強化）を行う。	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大きな責務です。
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	8 働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	レジリエント（強靱）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	11 住み続けられるまちづくりを	包括的で安全かつレジリエント（強靱）で持続可能な都市および人間居住を実現する。	包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大変な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：私たちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－2018年3月版 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

4 具体的な施策

基本目標 1 儲かる地域をつくとともに、安定した雇用を創出する

数値目標

指 標	基準値	目標値
農業総収入額	48.3 億円 (H30)	49.3 億円 (R 6)
木材生産量	6,023 m ³ (H30)	6,504 m ³ (R 6)
町内企業の新規就業者数※	— (H30)	40 人 (R 6)

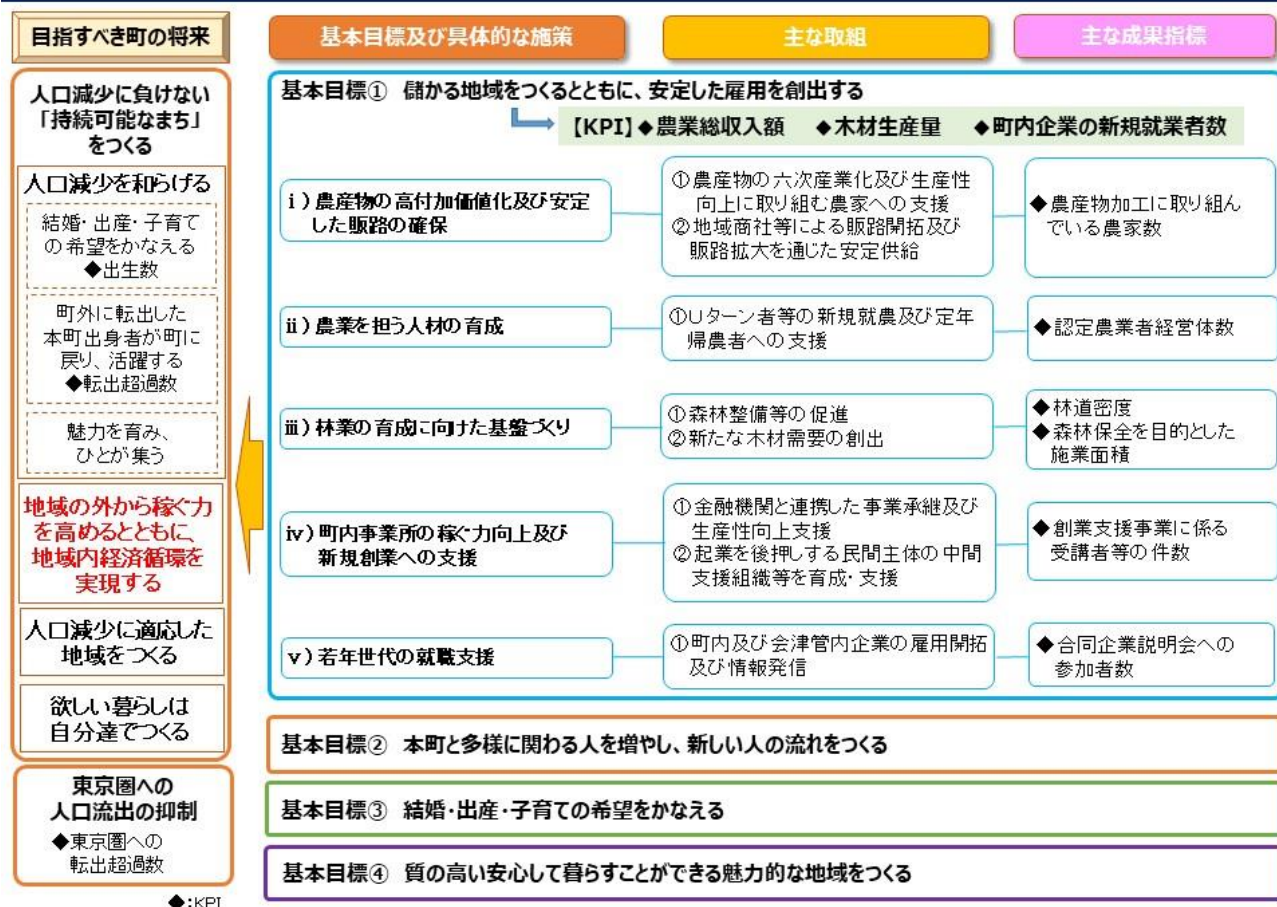
※新卒採用のみ

基本的方向

第1期総合戦略期間中は、農産物の高付加価値化及び売力の強化のため地域商社を設立したが、地域の稼ぐ力は依然として弱い状況にある。

そのため、地域商社を核とした販売促進や、林業の育成に向けた基盤づくりを行うことで、本町の稼ぐ力及び地域経済循環の強化を目指し、雇用創出へと繋げていく。

基本目標① 儲かる地域をつくとともに、安定した雇用を創出する（施策体系）



具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）

（１）農産物の高付加価値化及び安定した販路の確保

① 農産物の六次産業化及び生産性向上に取り組む農家への支援

本町では、水稻を中心に各種農産物が栽培されており、原材料の生産・供給が中心となっているが、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すためにも農業の六次産業化を支援する必要がある。そのためには、意欲ある生産者を掘り起こして、ＩＣＴを用いた農業技術などの技術研修や施設整備などの支援を行い、町農産物の消費拡大に結びつける取り組みを行う。

② 地域商社等による販路開拓及び販路拡大を通じた安定供給

本町の農業は、水稻栽培が主体であるため、米価の変動による農業経営への影響が大きいことから、安定的な農業経営のため複合経営化や農産物のブランド化を推進し、県内はもとより、首都圏や海外に向けた販路開拓、販売拡大に取り組む農業者を地域商社などの関係機関と連携して支援する。

評価指標

指 標	基準値	目標値
農産物加工に取り組んでいる農家数	19 戸（H30）	25 戸（R 6）

主な事業

- ・六次産業化支援事業
- ・農業生産力強化支援事業

（２）農業を担う人材の育成

① Uターン者等の新規就農及び定年帰農者への支援

農業担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大などが懸念されていることから、これらの課題に対応するため、効率的かつ、安定的な農業経営を目指し、Uターン者等による新規就農者や生きがいを持って農業に取り組む定年帰農者などに対して支援を行う。

評価指標

指 標	基準値	目標値
認定農業者経営体数	259 経営体（H30）	254 経営体（R 6）

主な事業

- ・新規就農者支援事業補助金交付事業
- ・農業生産力強化支援事業（再掲）
- ・六次産業化支援事業（再掲）

(3) 林業の育成に向けた基盤づくり

① 森林整備等の促進

森林環境譲与税を財源とした新たな森林経営管理制度に基づき、森林所有者の経営管理の意向調査を行い、経営管理権の取りまとめや森林整備計画を策定し経営管理を進め、林道開設や維持管理により森林へのアクセスを容易にし、市場の要求に応じた木材を適時伐採、搬出できるよう整備を行う。

また、長期的な林業の低迷により、適切な管理が行われていない森林が多く見受けられるため、新たな森林管理制度に基づき、森林整備を推進することにより、森林の持つ多面的機能とされる自然災害の抑止や水源かん養、地球温暖化防止などの維持・向上を図る。

② 新たな木材需要の創出

木材価格の低迷などにより森林整備が進まないため、間伐材等の搬出が行われず、貴重な森林資源を有効に活用できない状況である。

このため、会津地域分散型エネルギーマスタープランに掲げる新たな熱供給事業に対応するため、近隣市町村と一体的な取り組みにより、木質バイオマス資源を安定的に供給できる体制を整える。

評価指標

指 標	基準値	目標値
林道密度	5.66m/ha (H30)	5.81m/ha (R 6)
森林保全を目的とした施業面積	206ha (H30)	271ha (R 6)

主な事業

- ・森林環境整備促進事業
- ・森林資源活用推進事業

(4) 町内事業所の稼ぐ力向上及び新規創業への支援

① 金融機関等と連携した事業承継及び生産性向上支援

これまで創業支援を受けて創業した個人事業所は増加しており、今後も新規起業の支援を継続し、商店街の空き店舗等を活用した雇用の創出のための事業も促進する。また、地方の中小企業・小規模事業者にとっては、過疎化や人口減少による労働不足、消費の縮小、さらには経営者の高齢化などで後継者不足が顕著であり、厳しい経営環境が続いている。そうした状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、持続的経営に向けた金融支援や事業承継の際の設備投資等、生産性向上を目指す取り組みについて支援していく。

会津本郷焼をはじめとする地場産業は、震災や原子力災害により以前続く風評と後継者・担い手の不足、また販路が少なく知名度が以前低いことから、販路拡大・開拓のための支援や、関係機関と協力し、外部からの人材の登用や、地域の特性を活かしたブランドづくりの強化、消費者ニーズに沿った商品の開発と価値の向上に向けて支援していく。

② 起業を後押しする民間主体の中間支援組織等を育成・支援

地域で活躍する社会起業家を増やし、就労その他の社会活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図り、互いに関係を持ちながら地域の経済を成り立たせていく事業環境の整備構築による新たな雇用の場の創出を目指す。

評価指標

指 標	基準値	目標値
創業支援事業に係る受講者等の件数	56 件（H30）	56 件（R 6）

主な事業

- ・ 中小企業支援事業
- ・ 商工振興事業

（５）若年世代の就職支援**① 町内及び会津管内企業の雇用開拓及び情報発信**

本町の人口減少の主な要因は、高校卒業による就職や進学時における町外へ転出や、大学卒業時に町外への就職により、本町に戻ってこないことがあげられる。

若者の流出は、子どもを生む世代の減少に直結するため、若者の地元定着や町外に流出した人材が町内に戻り活躍できる取り組みとして、学校や事業所等と連携し、会津管内企業の情報発信や地元企業の P R 等の機会をつくり、地元企業への就職を支援し、雇用の創出に繋げる。

評価指標

指 標	基準値	目標値
合同企業説明会への参加者数	－（H30）	50 人（R 6）

主な事業

- ・ 企業支援事業

基本目標 2 本町と多様に関わる人を増やし、新しい人の流れをつくる

数値目標

指 標	基準値	目標値
人口における社会動態（転入－転出）※	△58 人（H30）	△33 人（R 6）
関係人口の創出に取り組む企業・団体・個人の数	—（H30）	4 件（R 6）

※住民基本台帳（4月～翌3月）により把握

基本的方向

第1期総合戦略では移住・定住コンシェルジュの設置や空き家バンクの事業化など、移住・定住を促進するうえで必要な基盤を整備したほか、会津若松市のベッドタウンとしての特徴を活かした住宅取得支援施策が成果をあげ、特に県内において町外への人口流出の抑制に繋がった。

一方で、東京圏への転出超過が抑制されるには至っていないため、本町出身者のUターン促進に加え、観光等で本町を訪れる交流人口の拡大、さらには東京圏をはじめとする町外出身者が本町と継続的な関わりを持ち、多様な視点からまちづくりを応援する関係人口を創出できるよう、滞在可能な観光地づくりから取り組んでいく。

基本目標② 本町と多様に関わる人を増やし、新しい人の流れをつくる（施策体系）



具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

（１）観光を入口とした交流人口及び関係人口の創出

① グリーンクラフトツーリズムの創出及び「まちやど」の展開

本町には、会津本郷焼の里だからできる窯元めぐりや陶芸体験、裏路地散策、ぶどう畑やワイナリーをめぐるワインツーリズム、寺社での座禅体験など、「暮らすように滞在する」ことができるコンテンツを日常生活の中に有している。また、会津若松市に隣接する地理的優位性を活かした滞在可能な着地型観光を展開し、一度本町を訪れた方が帰ってきたくなる環境づくりを進めることで、交流人口及び関係人口の創出を目指す。

具体的には、グリーンクラフトツーリズムの創出及び「まちやど」の展開により、着地型観光の受け皿を整備するほか、関山地区で実施されている「田んぼオーナー」への継続的な支援を実施する。

② 観光情報の発信及び観光客の受け入れ体制の整備

本町には、様々な観光資源があるため、観光資源の整理と新たな資源の磨き上げを行い、町の魅力について常に情報を発信し、観光ガイドの育成や町民参加の促進、周辺市町村などとの連携により、訪日外国人を含めた観光客の受け入れ体制の充実を図り、交流人口の増加を目指す。

また、滞在可能な観光の仕組みづくりを構築するなど観光推進体制を整備していく。

評価指標

指 標	基準値	目標値
町内宿泊施設の宿泊者数（年間）	16,155 人（H30）	16,550 人（R 6）
観光施設の入込客数	57 千人（H30）	63 千人（R 6）
レンタサイクル貸出件数	76 件（H30）	90 件（R 6）

主な事業

- ・移住促進事業
- ・観光まちづくり推進事業
- ・観光対策事業
- ・観光誘客事業
- ・訪日旅行施策事業

（２）空き家の有効活用による移住・定住の促進

① 空き家・空き地バンクの充実

平成 28 年度の空き家実態調査によると、本町には総数で 515 戸の空き家が存在しており、今後も人口減少による空き家の増加が見込まれるため、その中の利活用が可能な空き家については、移住・定住希望者に空き家バンクなどによるマッチングを行い、既存住宅の流通促進を図る取り組みを行う。

評価指標

指 標	基準値	目標値
空き家バンク等による空き家の利活用件数（累計）	16 件（H30）	51 件（R 6）

主な事業

- ・空き家等の適正管理事務

(3) 移住・定住の促進

① 地域おこし協力隊任期終了後の定住に向けた支援

任期終了後における地域おこし協力隊の定住・定着を図るため、任期後のビジョンを明確にして受入れ・サポート体制を充実させる。

また、各種補助金等も活用しながら起業・事業承継への支援も行う。

② 移住の促進

これまで移住相談ワンストップ窓口や空き家バンク、田舎暮らし体験を推進し、移住世帯数や空き家活用数は予想を超えた利用があった。これらの取り組みを継続しつつ、地域住民と一体になり、町の魅力を再発見し地域特性を活かした取り組みにより、居住地としての魅力を高め、広く情報を発信し、総合的な移住促進対策に取り組む。

③ 定住の促進

本町における人口減少のひとつとして、近隣地域への人口流出があげられる。その対策としては、移住の促進と本町の住民が町外へ転出しないための施策が必要である。本町は会津若松市のベッドタウンにもなっていることから、特に本郷地域の町営住宅や民間の賃貸住宅には、住宅を求めて転入する人もいる。このような特性を活かし、本町への定住促進のための施策に取り組む。

評価指標

指 標	基準値	目標値
定住した地域おこし協力隊員の数（累計）	—（H30）	7 人（R 6）
移住・定住相談窓口を通じた移住・定住世帯数（累計）	26 世帯（H30）	61 世帯（R 6）
住宅新築・増改築件数※	121 件（H30）	68 件（R 6）

※H30 の件数は消費税増税前の駆け込み需要の影響により増えている。H28、H29 の平均値は 67 件となっている。

主な事業

- ・地域おこし協力隊事業
- ・移住促進事業
- ・住宅取得支援事業
- ・若者定住促進事業
- ・水道未普及地域生活用水確保対策事業

(4) 小中学生及び高校生のまちづくりへの参画

① 故郷を愛する心を育てる教育の推進

一旦町外に転出した若者が、本町に戻ってくるための施策のひとつとして、子どもたちに町の良さや特色などを伝える教育が有効である。学校教育において、本町の歴史や文化を理解し故郷を愛する心を育てる教育の推進を図り、進学及び就職による転出後も故郷に帰りたいと思う心を育てるための取り組みを行う。

② 高校生による地域課題発見及び解決策探究

本町の地域課題を解決するため、高校生の柔軟な視点やアイデアを活かし、生徒自らが活動できる仕組みづくりを研究・構築するとともに、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成する。

③ 学生への奨学金返還支援

奨学資金貸与制度については、入学時の一時貸付金や返還免除等の拡充を図り、経済的な理由で進学が困難な学生を支援する。

評価指標

指 標	基準値	目標値
今住んでいる地域の行事に参加している子どもの割合（小学6年生）	81.0%（H30）	91.5%（R 6）
今住んでいる地域の行事に参加している子どもの割合（中学3年生）	61.8%（H30）	76.0%（R 6）
高校生が参画する地域課題解決の取組件数	—（H30）	1 件（R 6）

主な事業

- ・歴史まちづくり推進事業（再掲）
- ・あいづみさとデザイン創生研究事業
- ・教育研究事業
- ・道德教育等推進事業

(5) 大学等との学官連携の推進

① 地方大学との地域ニーズを踏まえた実践的なプログラムの構築

大学が持つ知的情報資源、人的資源と大学の高い教養と専門的能力を活かした学官連携により、本町における地域課題を解決する。

評価指標

指 標	基準値	目標値
町と大学等が共同で取り組む調査研究事業件数（累計）	3 件（H30）	10 件（R 6）

主な事業

- ・大学連携事業

(6) ふるさと納税を通じた資金調達及び関係人口の創出

① ふるさと納税の積極的な活用

ふるさと納税は、「寄附者の自発的な善意に基づくもの」であり、町が行なう重点的な事業に賛同し、応援していただくことを第一の目的としている。さらには、特産品を返礼品として活用することで、町の紹介や地場製品のPRを図る。

評価指標

指 標	基準値	目標値
3年連続または返礼品なしで本町にふるさと納税を行った町外の寄附者の数※	116人（H30）	106人（R6）

※H30に返礼率が3割以内に制限された影響で、R1実績については減少（106人）となる見込み。

主な事業

- ・財政管理事務

基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標

指 標	基準値	目標値
年間出生数※	113 人 (H30)	100 人 (R 6)
子育てしやすい環境のまちだと思ふ町民の割合	76.5% (H30)	82.0% (R 6)

※住民基本台帳（4月～翌3月）により把握

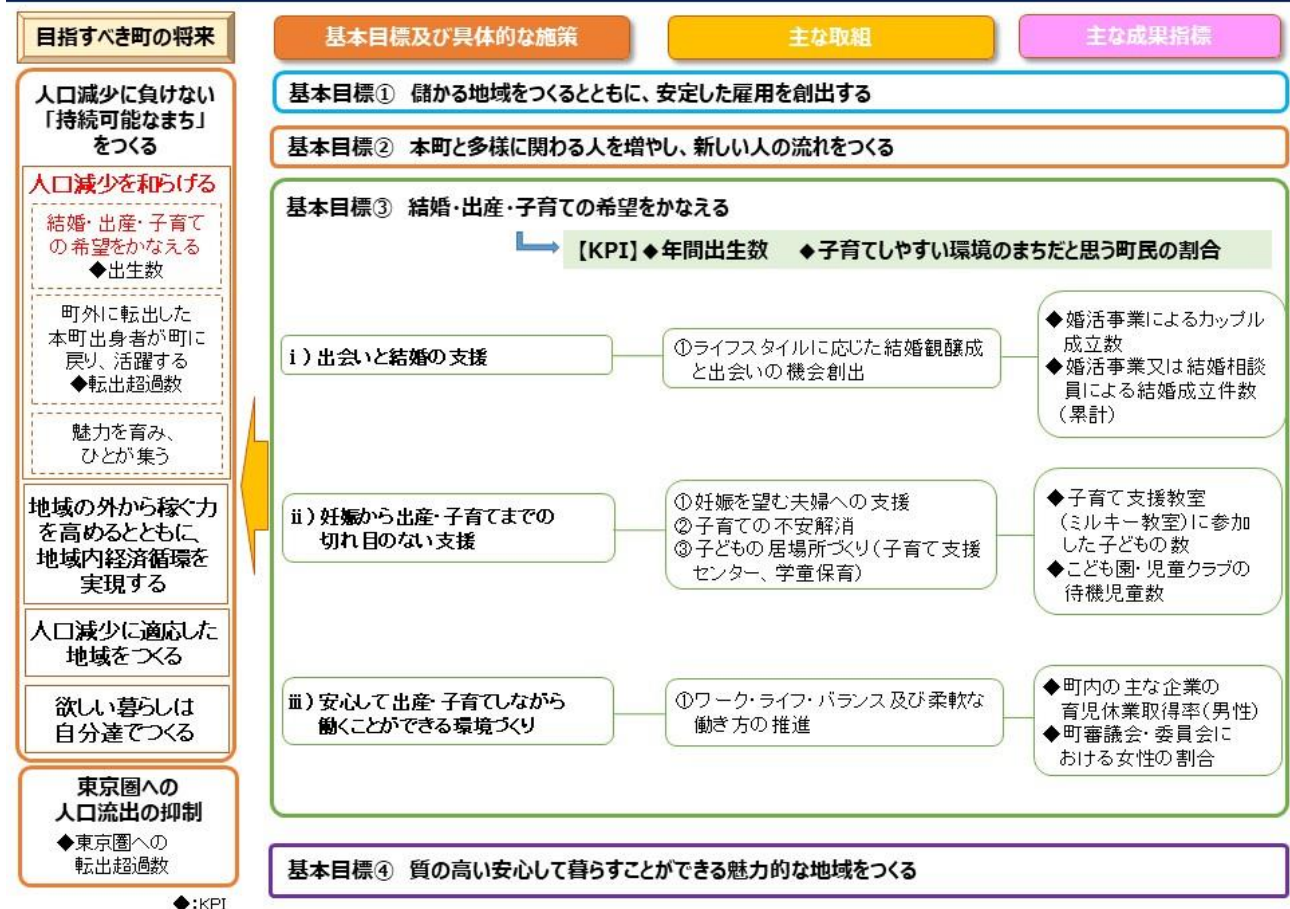
基本的方向

第1期総合戦略期間中、若い世代が、安心して結婚・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を実施し、本町の子育て支援は子育て世代から評価されるに至っているが、未婚化・晩婚化が進む中、婚姻数の減少が出生数の減少につながっており、少子化がより深刻な状況になっている。

個々のライフスタイルに応じた若い世代の結婚観の醸成と多様な出会いの機会の創出に加え、仕事と子育てを安心して両立することができる環境づくりを進める。

さらに、幼児期の保育や学校教育、放課後児童クラブなど、子育て支援の拡充や質の向上を進め、地域全体で子育てをする意識を高めるための取り組みを推進する。

基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる（施策体系）



具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）

（１）出会いと結婚の支援

① ライフスタイルに応じた結婚観醸成と出会いの機会創出

少子化は未婚化及び晩婚化の進行が大きく影響していることから、生徒・学生等と乳幼児との触れ合い体験を通じた結婚観の醸成や、結婚を望む男女に対する出会いの機会創出などきめ細かな支援を行うことにより、「出会いと結婚」の機会づくりに取り組む。

評価指標

指 標	基準値	目標値
婚活事業によるカップル成立数※	0 件（H30）	3 件（R 6）
婚活事業又は結婚相談員による結婚成立件数（累計）	0 件（H30）	5 件（R 6）

※正式交際に至った旨、結婚・子育てコンシェルジュへ報告があったもの。

主な事業

- ・婚活推進事業
- ・結婚・子育てコンシェルジュ事業

（２）妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援

① 妊娠を望む夫婦への支援

妊娠を望む夫婦に対し、特定不妊治療費用の経済的負担を軽減することで、安心して治療を継続できるように支援する。

② 子育ての不安解消

妊産婦の健康管理や子どもの発育・発達を支援し、子育ての不安解消を図るための環境の整備や、子どもたちが生涯にわたり健康な心身の基盤をつくるための取り組みを行う。

また、子どもの発達段階に応じた質の高い保育を目指し、保育施設の整備を行い保育の受け皿を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯に対する保育料及び給食費の減免を行う。

③ 子どもの居場所づくり

子育てをする親や家庭を支援する子育て支援センターの充実を図る。

また、学童保育については、空き教室等の活用による児童クラブ受入れ人数の拡大や支援員の資質向上を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を図るなど安心して子育てができる環境を整備する。

評価指標

指 標	基準値	目標値
子育て支援教室（ミルキー教室）に参加した子どもの数	258 人（H30）	242 人（R 6）
こども園・児童クラブの待機児童数	3 人（H30）	0 人（R 6）

主な事業

- ・不妊治療費助成事業
- ・妊産婦健診・新生児聴覚検査事業
- ・乳幼児健康診査・相談事業
- ・予防接種事業
- ・こども園運営事業
- ・多子世帯保育料軽減事業
- ・子育て支援センター管理運営事業
- ・児童クラブ運営事業
- ・放課後子ども教室推進事業

(3) 安心して出産・子育てしながら働くことができる環境づくり

① ワーク・ライフ・バランス及び柔軟な働き方の推進

子育て世代の女性が、働きながら安心して、妊娠、出産、子育てに取り組むには、仕事と家庭を両立できる働き方を実現することが重要であることから、企業に対しては、性別に関係なく育児休暇及び育児休業を取得できる環境の整備をはじめとするワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことができるよう支援する。

また、個々人のライフステージに応じた柔軟な働き方の実現に向け、子育て世代、若者、女性、高齢者、障害者、外国人などの視点を反映させた取り組みや環境整備が図られるよう情報提供や活動支援を行い、若者や女性等のチャレンジを応援できる環境の構築を図る。

評価指標

指 標	基準値	目標値
町内の主な企業の育児休業取得率(男性)	4.1% (H30)	6.0% (R 6)
町審議会・委員会における女性の割合	23.4% (H30)	28.1% (R 6)

主な事業

- ・男女共同参画推進事業

基本目標 4 質の高い安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

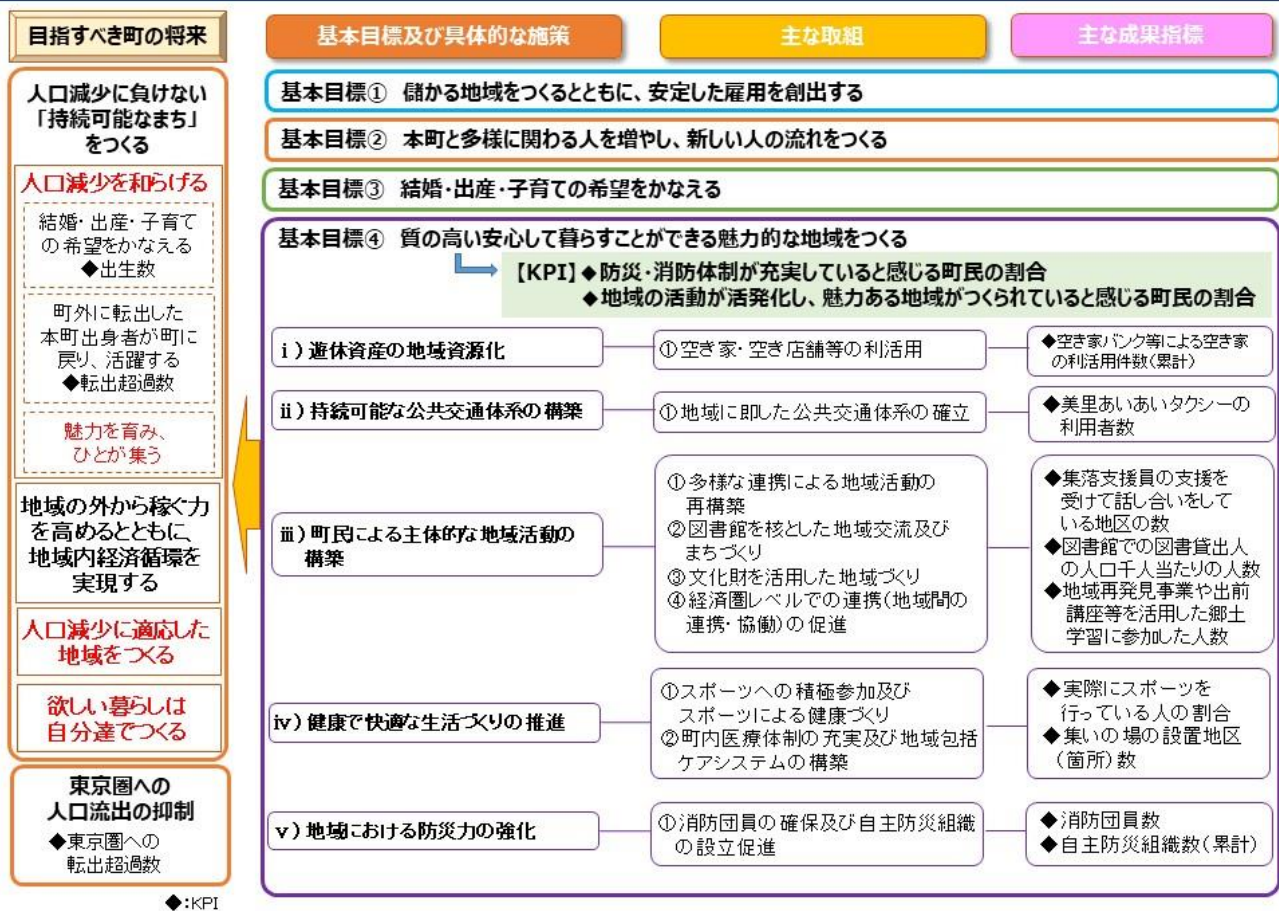
数値目標

指 標	基準値	目標値
防災・消防体制が充実していると感じる町民の割合	67.0% (H30)	77.4% (R 6)
地域の活動が活発化し、魅力ある地域がつけられていると感じる町民の割合	49.8% (H30)	52.0% (R 6)

基本的方向

第1期総合戦略期間中は、自主防災組織の設立支援など地域防災力の強化、デマンド交通をはじめとする地域内公共交通の利便性向上、町民による主体的な地域活動への支援に取り組み、地域の魅力を感じる町民は増加傾向にあるが、人口減少に対応した持続可能な地域をつくるためには、町民と行政が一体となった活動が求められており、災害から町民を守るための地域防災力の向上及び地域に即した公共交通体系の形成、地域活動への支援等を通じ、子どもから高齢者までが、「わがまち」として誇りを持って安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

基本目標④ 質の高い安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる（施策体系）



具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

（１）遊休資産の地域資源化

① 空き家・空き店舗等の利活用

新鶴ワイナリーは町の遊休施設のリノベーションにより整備され、町の活性化に資する施設となっていることから、町内にある遊休資産の地域資源化に向け、地域に存在する空き家や空き店舗などを活用した地域力向上を図る取り組みを支援する。

また、市街地の不良住宅について、寄付を受けて解体整地し、その土地を若者世帯や移住希望者に住宅用地として供給し、市街地の居住促進を図るなどの新たな取り組み手法を検討する。

評価指標

指 標	基準値	目標値
空き家バンク等による空き家の利活用件数（累計）（再掲）	16 件（H30）	51 件（R 6）

主な事業

- ・ 移住促進事業（再掲）
- ・ 空き家等の適正管理事務（再掲）

（２）持続可能な公共交通体系の構築

① 地域に即した公共交通体系の確立

地域公共交通網形成計画に掲げる基本理念「安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成を目指す」に基づき、これまで鉄道、路線バス及び美里あいあいタクシーが果たしてきた公共交通としての役割の維持・充実に加え、「じげんプラザ」を交通拠点として位置づけ、隣接する市町村や拠点間の円滑な移動を確保し、将来にわたり持続可能な地域公共交通網を形成する。

評価指標

指 標	基準値	目標値
美里あいあいタクシーの利用者数	25,922 人（H30）	27,850 人（R 6）

主な事業

- ・ 地域公共交通活性化再生事業

（３）町民による主体的な地域活動の構築

① 多様な連携による地域活動の再構築

地域活動の状況は、市街地の賃貸アパートなど一部世帯を除けば、自治区に未加入の世帯はほとんどなく、共同性や顔の見える関係が維持されている。一方、少子高齢化により、集落内での共同作業や伝統行事、年間行事等の活動の継続が課題となっていることから、地域間及び地域内住民の連帯感を深め、地域の課題解決に向けた取り組みを住民と行政が協働で行い、地域活動への参加意識を高め、若い世代が積極的に参加しやすい環境の整備に取り組む。

② 図書館を核とした地域交流及びまちづくり

地域の活性化には、町民の地域への関心を高める必要があることから、図書館を通じて、町づくりに参画するための環境をつくるとともに、情報を通じて人と人、町内の団体等が交流し、互いに良い影響を与える場づくりをする。併せて町のことを知るきっかけとなる資料の収集・提供に努める。そのため、情報交換や交流のできるスペースづくり、図書館ボランティア等の活動の場の提供、まちづくりに役立つような行政資料やまちづくりに関する資料を収集する。

③ 文化財を活用した地域づくり

子どもから高齢者まで「わがまち」の魅力を感じながら生活できる環境を整えるため、住民と行政が一体になり、まちづくりを進めるための事業を展開するとともに、町の歴史や文化、隠れた宝を探すことにより、自分たちのふるさとに誇りが持てるよう郷土学習を推進する。

また、公開できる情報について調査・整理し、デジタル化を図ることで、町の歴史文化の周知を促進するとともに、過去の災害記録等を収集し、国の示した文化財防火ガイドラインに基づき、文化財の防火体制の確認を行い、必要に応じて防火対策を検討する。

④ 経済圏レベルでの連携（地域間の連携・協働）の促進

人口減少・少子高齢化が他地域より著しく、様々な課題が山積している会津地区の状況を踏まえ、市町村、民間組織、県等が連携を強化して課題解決を図る。

評価指標

指 標	基準値	目標値
集落支援員の支援を受けて話し合いをしている地区の数	5 件（H30）	10 件（R 6）
図書館での図書貸出人の人口千人当たりの人数	—（H30）	545 人（R 6）
地域再発見事業や出前講座等を活用した郷土学習に参加した人数	12 人（H30）	70 人（R 6）

主な事業

- ・集落支援・町民活動支援事業
- ・地域おこし協力隊事業（再掲）
- ・広域連携事業（会津地域課題解決連携推進会議）
- ・本のある暮らしの拠点プロジェクト
- ・歴史まちづくり推進事業

（４）健康で快適な生活づくりの推進

① スポーツへの積極参加及びスポーツによる健康づくり

スポーツを行う町民が増加することは、健康づくりや地域の活性に通じることから、さらにスポーツに興味を持ち、実践する町民が増加するよう、スポーツ大会・教室等事業を推進する。また、スポーツ推進委員会や総合型地域スポーツクラブ等、体育関係団体との連携を図るとともに、各々が主催する各種事業のさらなる普及・啓発活動を進める。

② 町内医療体制の充実及び地域包括ケアシステムの構築

地域の初期医療を担う『かかりつけ医』の普及・定着を促進し、救急医療体制整備に対しても支援を行い、町内医療体制の充実を図る。

また、高齢化社会に対応するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が必要である。地域包括ケアシステムは、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるため、集いの場、NPOやボランティアなど身近な人を活用することが不可欠であり、同時に地域の新たな雇用の創出に繋げ、地域社会全体で高齢者を支えていくことが重要である。

評価指標

指 標	基準値	目標値
実際にスポーツを行っている人の割合	35.4% (H30)	36.1% (R 6)
集いの場の設置地区（箇所）数	28 箇所 (H30)	44 箇所 (R 6)

主な事業

- ・ふれあいウォーク開催事業
- ・スポーツ推進委員活動事業（ニュースポーツの普及）
- ・会津美里町公民館活動事業
- ・生涯学習センター活動事業
- ・地域医療整備事業
- ・生活支援体制整備事業

（５）地域における防災力の強化

① 消防団員の確保及び自主防災組織の設立促進

火災や災害発生時などに地域で活動する消防団員を確保するのは地域防災の強化につながる重要な課題である。そのため、消防団員の人員確保に対する活動を支援するとともに、有事の際に必要な機器の保守、施設・器具を定期的に更新する。

また、防災訓練の充実をはかり、消防団員の高齢化や減少が進んでいる地域においては、自主防災組織による地域防災力を向上させることで、安心して暮らせる地域の実現を図る。

評価指標

指 標	基準値	目標値
消防団員数	825 人 (H30)	770 人 (R 6)
自主防災組織数（累計）	14 団体 (H30)	30 団体 (R 6)

主な事業

- ・消防団員活動事業
- ・消防施設維持管理事業
- ・自主防災組織支援事業
- ・災害対策事業



©2010 AIZUMISATO

[発行]

会津美里町

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

[編集]

政策財政課 電話0242(55)1171